

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対策期間の延長について

2020年5月1日
株式会社オリバー

株式会社オリバー（代表取締役社長：大川 和昌）は、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応として、先日発表した内容から
4月30日日本政府の「緊急事態宣言」を延長する方針を受けて、対策実施期間を延長することを決定しましたので、お知らせいたします。

【期間変更】

在宅リモートワークに関する決定

- ① 首都圏・関西・名古屋エリアの従業員を原則在宅リモートワークとします。
- ② 札幌支店、本店・PD支店、福岡支店の従業員の在宅リモートワークを推奨します。

期間：5月29日（金）まで

「緊急事態宣言」によって緊急の措置をとる期間において、
営業対応や納品など、事業活動の一部に影響が出ることが予想されます。
またこの期間におきましては、全国の体感型オフィス、ショールームは休館とし、見学・ご案内は中止させていただきます。
皆様には、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後も関係者の皆様および当社従業員・ご家族の安全確保を徹底し、政府の方針に基づいて感染拡大防止に必要な対応を実施してまいります。